

鳥取県ゴルフ協会 主催競技

ローカルルールと競技の条件

鳥取県ゴルフ協会主催競技は R&A と USGA が承認したゴルフ規則(2019年1月施行)と下記のローカルルールと競技の条件を適用する。ローカルルールと競技の条件の修正や追加については各競技の競技規定やプレーヤーへの注意事項、および各会場の公式掲示板で確認すること。下記に参照するローカルルールの全文については2019年1月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jpで閲覧可)。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰(ストロークプレーでは2罰打)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

(a) アウトオブバウンズは白杭または白線で定める。(定義「アウトオブバウンズ」参照)

(b) 現にプレーしているホールのアウトオブバウンズの境界を越えて、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもその球はアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則 17)

(a) ペナルティーエリアの縁が片側だけ定められている場合、そのペナルティーエリアは無限に広がっているものとみなす。

(b) ペナルティーエリアの縁の一部がアウトオブバウンズの境界縁で定められている場合、その縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a) 修理地

(1) 白線または青杭で標示する。(定義「修理地」参照)

(2) 張芝の継ぎ目;ローカルルールひな型 F-7 を適用する。しかし、張芝の継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

(3) パッティンググリーンの前後のペイントマークと、フェアウェイのヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合(スタンスの障害は除く)、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。

(b) 動かさない障害物

(1) 排水溝は動かさない障害物とみなす。

(2) 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。

(3) 動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。

(4) 動かさない障害物によって囲まれた造園区域(花壇、低木の植え込みなど)はその障害物の一部とみなす。

(5) 電磁誘導カート用の2本の軌道は、全幅を道路とみなす。

(c) 地面にくい込んだ球

ローカルルールひな型 F-2.2 を適用し、規則 16.3 は次のように修正される:球がバンカーの上方の積み芝の面や土の面にくい込んだ場合、罰なしの救済は認められない。

4. 不可分な物

次のものは不可分な物であり、罰なしの救済は認められない:

(a) 巻物、ワイヤー、ケーブル等で樹木に密着している部分

(b) ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物

5. クラブと球

(a) 適合ドライバーヘッドリスト:ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

(b) 溝とパンチマークの仕様:ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格

(c) 適合球リスト:ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反の罰:失格

6. プレーの中断(規則 5.7)

ローカルルールひな型 J-1 を以下のように適用する:

(a) プレーの即時中断-1回の長いサイレン

(b) プレーの中断-連続する3回のサイレン(繰り返し)

(c) プレーの再開-2回のサイレン(繰り返し)

注: 険悪な気象状況による中断中は、委員会から許可があるまで全ての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習したプレーヤーは参加を取り消されることがある。

7. 練習(規則 5.2)

(a) ラウンド前、ラウンドの間の練習

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次の通り修正される:

「プレーヤーは競技の行われるコースで練習してはならない。ただし、指定された練習区域での練習を除く」

このローカルルールの違反の罰は規則 5.2 を適用する。

(b) ホールとホール間での練習

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次の通り修正される：

「2つのホールの中で、プレーヤーは次のことをしてはならない：

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。」

8. 移動

正規のラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付き移動機器に乗車、運転することができる。

9. キャディー

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。ただし、委員会が認めた場合を除く。

競技の条件

1. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、全ての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

3. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

4. 競技終了時点

最終ラウンドが終了し、委員会より成績発表がなされた時点をもってその競技は終了したものとみなす。

注意事項

1. 高低差を計測することなく距離計測器を使用することができる。

2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

3. 委員会は規則 1.2 に基づき、すべてのプレーヤー、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があった場合には競技失格とすることができる。

4. サブバッグの持ち込みおよび使用を禁止する。

鳥取県ゴルフ協会